

# 指定焼却ごみ袋に関する臨時措置について

回覧

本市における指定ごみ袋の供給は、例年並みに行ってはいるものの、昨今の中東情勢の影響から一部の販売店舗に一時的に品切れ状態が発生しております。

今後は現在の状況を踏まえ増産を計画しておりますが、指定焼却ごみ袋が入手困難でお困りの市民のみなさまの状況を踏まえまして、下記の臨時措置を実施します。

**指定焼却ごみ袋が購入できない場合において、本市指定ごみ袋以外の市販の袋でのごみ出しが可能です。**



現行の指定焼却ごみ袋

実施期間：令和8年6月29日（月）～8月28日（金）

## ○使用できる袋

- ・無色透明または半透明の中身が見える袋
- ・サイズは15L～45Lまで（現行指定ごみ袋に準じる）
- ※袋に「焼却ごみ」と記入



## ×使用できない袋

- ・中身が見えない袋
- ・レジ袋、紙袋
- ・指定破碎ごみ袋
- ・他自治体の指定ごみ袋 等



- ・分別方法や氏名の記入などのルール、収集日等については変更ございません。
- ・本措置は、指定焼却ごみ袋が購入できない場合への臨時的なものとして実施します。不要な買ひだめは行わず、必要な量の購入にご協力をお願いします。
- ・その他詳しくは、右記のQRより市ホームページをご確認ください。



（守山市ホームページ：指定焼却ごみ袋に関する臨時措置について）

お問い合わせ先：守山市ごみ減量推進課 電話番号 077-584-4692